

○第 162 条 7 スタート

〔国内〕 1, 2 および 〔国際〕 のタイトルを削除し、〔国際〕 文章を適用。

⇒混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格となる。
(黄黒のカードは、混成競技での 1 回目の不正スタートの時のみに使用される。)



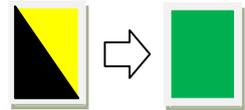
○第 162 条 5 スタート

〔国内〕 (d) (e) (f) およびそれ以降の文章と 〔国際〕 のタイトルを削除し、〔国際〕 文章を適用。

⇒スタートにおける不適切行為のうち、日本国内独自のルールであった「set」の後の (d) 速やかに最終のスタート体勢に構えない

(e) 最終のスタート体勢で静止しない

(f) いったん静止した後で動く (局所的な一瞬の動きを含む)



の場合に警告が与えられ、同じレース中で 2 度以上の警告があった場合は不正スタートとする。…という規則が廃止となり、「黄黒のカードでの警告」は「グリーンカードによる注意」となる。グリーンカードは「〇回で不正スタート」というものではないが、同じ競技者に対してグリーンカードによる注意が多発した場合、審判長より「あるまじき行為」と判断され、イエローカードが与えられる可能性がある。

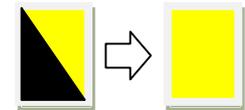
(a) (b) (c) による警告は審判長からイエローカードによって警告される。

(a) 「On your marks」または「Set」の合図の後で正当な理由もなく手を挙げる、立ち上がる

(b) 「On your marks」あるいは「Set」の合図に従わない、速やかに最終の用意の位置につかない

(c) 「On your marks」あるいは「Set」の合図の後、音声その他の方法で他の競技者を妨害

⇒従来の「黄黒」の警告と異なる点は、審判長による「イエローカード」の警告を、その競技会中に (他種目であっても) 2 回受けた場合は失格となり、その競技会に出場予定の他種目についても出場できなくなる。



○第 125 条 2 [注意]

本規則や広告規定を含む他の諸規定は、表彰式に関連する全ての活動が終わるまで適用する。

⇒規則の適用は、開会式・ウォームアップ場から始まり、表彰式が終了するまで、競技者の全ての行動に対して適用される。

○第 142 条 3 同時申し込み

4 ラウンド以上の試技が行われる競技会では、最終ラウンドで異なる順序で試技を認めてはならない。

⇒トラックとフィールド、もしくは 2 種目以上のフィールド競技に参加するとき、決められた順序から変えてもらうことができるが、最終ラウンド (通常 6 回目) の試技順の変更が認められなくなった。

○第 144 条 3 (e) 競技者に対する助力

当該競技に関係するしないにかかわらず、競技役員が助言またはその他の支援を提供すること。

⇒競技役員の任に当たっては、指導を行うこと、踏切地点を示すことやレースで時間や距離差を教えるなどの行為は助力となると明記された。

○第 167 条 同成績

〔国内〕 1, 2 を削除 0.001 秒差は着差あり。レーンに余裕があっても同記録者の着差判定をする。

⇒次のラウンドへの最終枠が同記録のとき、レーンに余裕がある場合 (9 レーン) 着差判定をせずに次のラウンドへ進めたが、着差判定を行い着差なしの時のみ次のラウンドが 9 名となる。

○第 168 条 6 ハードル競走

直接、間接を問わず、他レーンのハードルを倒すか著しく移動させた場合は失格となる。

⇒「間接」とは、自分のレーンのハードルを倒し、そのハードルが隣のレーンへ跳ねてしまい隣のレーンのハードルを倒してしまった場合などを指す。(従来の陸連解釈では失格とならなかった。)

※余談ですが、万が一自分のレーンのハードルが隣の人によって倒された (妨害された) 場合でも、その種目を完走しなければ DNF となり、再レースや救済等は認められない。(第 163 条 2)

詳細については、審判講習会資料もしくは 2016 年度版陸上競技ルールブックを参照されたい。

文責：青柳 智之 (日本陸上競技連盟技術委員・長野陸上競技協会競技運営委員長)

